

第 9 期羽村市環境審議会第 2 回（平成 30 年度第 2 回）会議 会議録

日 時	平成 31 年 3 月 22 日（金曜日）午後 1 時 30 分～午後 5 時
会 場	西庁舎 4 階大会議室 B
出席者	【委員】福嶋司、大崎玄、金子義行、谷口宏乃、山下敬一、林田俊夫、松崎博満、 【事務局】産業環境部長、環境保全課長、環境保全係長、環境保全係主査 環境保全係主事
欠席者	西谷隆亘、河井優志、田中利和
傍聴者	なし
議題	1 開会 2 委員紹介 3 議事 （1）工場建設の進捗状況について （2）工場等の設置に関する協議等に係る審議について （3）羽村市環境とみどりの基本計画の進捗状況等について 4 その他 5 閉会
配布資料	・次第 ・【資料 1】 第 9 期羽村市環境審議会委員名簿 ・【資料 2】 現在建設中の工事案件の進捗状況（写真等） ・【資料 3】 新規の工事案件関連資料 ・【資料 4】 平成 29 年度羽村市環境報告書（案） ・【資料 5】 平成 31 年度事務事業一覧
会議の内容	1 開会 2 委員紹介 資料 1 に基づき事務局から委員を紹介。 3 議事（傍聴人なし） （1）工場建設の進捗状況について （事務局） 前回審議いただいた(株)西東京リサイクルセンターとニプロ(株)の進捗状況を報告させていただく。西東京リサイクルセンターは、土地の掘削及び基礎工事をやっている。液体残渣を受け入れる地下ピット、発電機の仮設、バイオガスタンクの基礎、水処理施設の基礎等の工事が行われている。工事の進捗は予定よりやや遅れている。ニプロは、基礎打設のための準備工を行っている。埃飛散の対策のため、防じんシートや散水を行い周辺に配慮している。工期の工程については概ね予定通り進んでいる。両案件ともに主だった苦情はない。 （会長） 工場の進捗状況の確認はどの程度で行っているのか。 （事務局） 西東京リサイクルセンターについては、月 1 回、ニプロについては、3 月に初めて状況確認を行った。

(委員) 竣工予定は32年か。また、材料受け入れはいつから始まるか。

(事務局) 32年度の予定である。竣工後、発酵のために静岡県牧之原市から種菌を受け入れ、試験的に稼働させ、安定した後に通常稼働する。

(委員) ニプロの駐車場台数は何台か。さくらモールのように駐車場に芝生を張るようなことを環境審議会から要望できるのか。

(事務局) 従業員、来客者用で100台以上である。さくらモールについては、市の宅地開発等指導要綱、工場立地法等に基づき指導したものである。ニプロについては、浸透性舗装や緑化ブロック等の採用をお願いしている。

(会長) 引き続きチェックをし、報告をお願いする。

(2) 工場等の設置に関する協議等に係る審議について

事務局より資料3に基づき事案説明

(会長) RPFフローチャートの不適物とはどのようなものか。

(事務局) 後ほど事業主に確認していただきたい。

(委員) RPFは無臭の物なのか。稼働時間帯はどうなっているのか。

(事務局) 基本的には無臭である。稼働時間は午前8時から午後6時である。

(委員) 成型はどのようにするのか。

(事務局) 紙類を加え熱で少し溶かして成形する。

(委員) 工場内のシャッターを閉めて作業を行うのに、従業員は大丈夫か。出来上がった製品は工場内外のどこにストックするのか。自然発火の危険性はあるのか。

(事務局) 建設廃材ではないため、細かい粉じんが発生することは考えにくいいため、従業員の被害はないと考える。RPF成型後はコンテナのような保管場所に仮置きする。

(委員) 今プラスチックが問題となっているが、これにより緩和されるのか。出来上がった製品はどこで使われるのか。

(事務局) プラスチックが適正に収集され処理されればマイクロプラスチックの問題も進むと考えるが、マイクロプラスチックの問題は不法投棄、ポイ捨てによるところが大きいと考えるため、いかに適正処理へとつなげるかだと考える。搬出先は確認できていない。後ほど事業主に確認したい。

(委員) RPFの大きさはどの程度のものか。

(事務局) 後ほど事業主に確認したい。

(委員) 一般家庭から出るごみも持ち込めるのか。

(事務局) 現在の申請状況では産業廃棄物で行うことを確認している。建設廃材ではなく、工場から出てくる廃プラスチックである。

※事業主入室・自己紹介

(委員) RPFの大きさはどの程度のものか。

(事業主) 直径2cm×長さ4cmのもの一種類の計画である。一般的なものは直径4cmや長さ10cmのものもある。

(委員) 材料となる廃プラスチックはそれほど出るものなのか。工場のみならず、一般家庭からも収集するのか。家庭から出る廃プラスチックも収集活用できないか。

(事業主) 工場のみならず、事務所等からも排出されるものであり、現在収集しているものだけでも一日約2トンほどある。一般収集運搬業者から持ち込まれたものも受け入れることもあると考えている。

(委員) 騒音については基準はあるが、大気の基準はどうか。どのくらいの汚染があるのか。作業場内の大気の測定は行わないのか。

(事務局) 粉じんについては室内の基準がない。

(事業主) 材料を機械に投入後はすべて密封作業となり、集塵機もあるため、室内での粉じんの発生はないと考えている。適正な労働環境となるよう対応したいと考えている。作業前にはリスクを考慮し、必要に応じて検査もしていきたい。

(委員) 出来上がったRPFはどういったところで使われるのか。

(事業主) 主にボイラーの燃料として、製紙会社に有価として直接販売、燃料会社に有価として販売する。特異な例として、販売ルートを持つ同業者に販売する。

(委員) 個人ではなく、会社向けか。

(事業主) 大きい規模の施設向けである。

(委員) 室内にストックヤードがあるが、引火性はどの程度あるのか。

(事業主) 一番温度が上がるところが、成型内で最大100℃、成型機から出てきたところで80℃、その後空冷にて冷やし、フレコンバックに保管するところでは60℃、その後数日室内温度になるまで保管してから出荷する。着火温度は400℃である。

(委員) RPF成型機は型を機械に付けて固めるようなものか。

(事業主) スクリューのような押し出し機、リング状で穴が開いているようなもので押し出すもの、石臼のように砕きながら押し出していき、ところてんのように出るものである。一分間あたり100回転するため、騒音が発生する。

(会長) RPF燃料の不適合物というのはどのようなものか。

(事業主) 機械投入前に廃プラスチック、紙屑、木くず以外のものが混入していることがあるため、手選別で取り除く。出来上がったものは不純物がない。機械投入前に不適合物として取り除く。

(事務局) 現在想定されている出荷先はどこか。騒音対策として、建屋防音について壁厚や構造はどのようなものを検討しているか。敷地境界でどのくらいの騒音レベルを想定しているか。

(事業主) 現段階では決まっていない。試験を行い、品質を確認してから営業をしていく。成型機についてはピットを掘り、地下設置とする。壁については100mm厚とし、屋根部にも防音シートを設置する。今までの実績から、敷地境界で45dB未満程度であると考えている。想定を超える場合は機械側で防音対策を行う。

※事業主退室

(会長) 審議意見のとりまとめについて事務局より説明をお願いします。

(事務局) 委員の皆さまから東京都環境基本条例に基づく公害防止に関するもの、羽村市環境基本条例に基づく環境審議会からの要望及び要請を行うことができる。

(委員) RPF の製造過程から袋のような柔らかいプラスチックは不適だと思いが、一般廃棄物の硬質プラスチックの受け入れもできないか。

(事務局) 一般廃棄物の受け入れも検討してほしいということであると思う。事業主も一般廃棄物の受け入れも検討しているとの話はしている。

(委員) 羽村市内で初めてなのか。同種の工場はあるのか。

(事務局) RPF 燃料製造事業については、羽村市内で初めてであり、事業主も初めて行う事業である。このため、羽村市外でやられている事業者はいるので、設備事業者を紹介してもらえれば、資料等をもらうことは可能かもしれない。

(会長) 現場を見られると安心できる。

(事務局) 他の工場がどこにあるか確認していないので、メーカーを含め確認する。

(委員) 廃棄物を破砕・成形するものであるが、燃料として燃やした場合、廃プラスチックを単純に燃やした場合と排出されるものも変わらないのか。

(事務局) 一般的なプラスチックよりも密度や不純物が少ないため、ダイオキシンの発生や排ガス処理が容易になる。ボイラーの性能によるところもある。排ガスについては大気汚染防止法、東京都公害防止条例により規制されているため、大気汚染については、問題ないと考える。

(会長) 騒音については定期的に立入検査を行うのか。

(事務局) 定期的に確認していく。

(3) 羽村市環境とみどりの基本計画の進捗状況等について

(会長) 事務局より説明をお願いします。

(事務局) 【資料4】平成29年度羽村市環境報告書(案)に沿って説明。

(委員) 航空機騒音について、24時間測定しているのか。

(事務局) 24時間365日常時測定している。単発暴露騒音を積み上げ、一定の補正値をかけた演算値である。単発で超過することもあるが、それにより基準を超過したことにはならない。一定期間基準を超過した場合に基準値超過となる。

(委員) オスプレイが低空飛行しており、不安がある。また、物置が震えるようなことがある。

(事務局) ジェット型輸送機、戦闘機は高周波帯の騒音であり、こちらのほうが音量としては大きい。比べてオスプレイは低周波帯の騒音であり、音量は小さい。低周波帯の騒音のほうが、物的干渉を行う周波数帯に近いので、揺れることがある。高度については、5市1町の協議会から国・米軍に要請している。

(委員) 放置自転車について、一定期間経過後、市で強制的に撤去・売却するようなことをしてはどうか。規制を厳しくすべきである。

(事務局) 担当課において、一定期間放置後に一時保管所に回収し、売れるもの

については売却している。

(委員) 狂犬病の予防接種について2割も打っていない犬がいるのか。

(事務局) 登録頭数に対して2割強打っていないのが実情であるが、全国的に見て羽村市は接種率が高いほうである。一般的に都市部・都心に近いほど低位になっている。狂犬病蔓延の防止のために、80%の接種があることが望ましいことがWHO から勧告されている。現在厳しい状況であり、登録されていない犬もいることが考えられるため、より接種率が低い数値になると思う。全国的な問題になっており、厚労省も対策を検討している。

(委員) 事務局からの説明が長く、事前に資料が配布されているため、説明は簡単にしてもよいのではないか。

(事務局) 指標を中心に説明を行っていく。

(委員) 市街地での生態を確保するための生物が移動できる緑のネットワークの構成についてどのようなことを考えているのか。

(事務局) 都市計画マスタープランに示されている街路樹を繋ぐことが検討されてきたが、出来ていないのが実情である。環境とみどりの基本計画では崖線を維持していくことを考えている。公園等もあるため、ネットワークを繋げていくことを考えており、新たに創出することは考えていない。崖線緑地の公有地化のため、相続の際に寄付のお願いなどもしている。

(会長) 保存樹木について、指定だけではなくアフターケアもしていただきたい。農地面積の減少について、高齢化や遺産相続についても考えないと解決できないと考える。一自治体や個人では対策は難しいため、他自治体と協力して国に働き掛けないと改善されない。崖線の緑や屋敷林の保存のために話を展開するよう検討してもらいたい。

(事務局) 東京都で個人所有の林地の保存について10年ベースの方針の策定について、協議会が開催されているため、その中で話をしていきたい。

(委員) 市内の農家が高齢化しているが、将来減少することは予想されているのか。

(事務局) 市内に100件ほどの農家があり、42ヘクタールの都市農地があるが、ほとんどが生産緑地である。生産緑地法特例措置の30年間が2022年に到来する。国も特定生産緑地という新しい制度を作り、10年間更新できるようにした。このことについて、市で説明会を開催している。しかし、後継者不足の問題があり、後継者がいないという農家もいる。2022年の生産緑地の解除、その後10年間の特定措置を延長するか農家の皆さんは迷っている。後継者がいるところは積極的に10年間延長しようと動いている。国のほうで他人の農家に対して農地を貸すことも可能である。市でも生産緑地の一団地の指定面積要件を500㎡から300㎡に下限値を引き下げた。補助制度もあるが、農家の皆さんにとっては農地を継続していくか市街地として活用していくか考えるタイミングである。市としてもしっかりと取り組んでいきたい。

(委員) みどり率については民有地も入るのか。市内の一部の崖線が伐採・剪定されたが住宅地になるのか。樹林地の伐採については届出が出ればしょうがな

いのか。

(事務局) 一部道路拡幅のために伐採を行ったところがある。また崖線の寄付を受け、緑地の保存のために伐採・剪定を行った。個人所有の林地の保存について実施計画に掲げ、保存を図っていききたい。森林環境譲与税を樹林の適正な維持管理に使っていききたい。

(会長) みどり率は、水田、耕作地、耕地すべて含んでいる。樹林の面積だけで考えたほうが良いと思う。変化がないように見えて樹林が減っていることもある。森林率というものも将来的には出していったほうがよいのではないかと考える。

(委員) 太陽光発電の導入家屋について東電に聞いても教えてもらえなかったが、どのように数字を出したのか。電気自動車の走っている数はわかるのか。

(事務局) 東電からは公文書による依頼であっても開示していただけなかった。太陽光の設置件数は、市の助成件数である。電気自動車の台数については、国土交通省の管轄であるが、市町村毎には発表されていない。推計であるが地域推進計画の中に 50 台という数字を書かせていただいている。

(委員) 市の充電スタンドは有料なのか。

(事務局) 現在は無料であるが、今後有料化することも検討している。

(会長) 環境大臣表彰を受けて、市民に十分に PR できたのか。有意義な取り組みを PR すると電気自動車を購入しようという市民が増えるかもしれない。

(委員) 水素自動車の状況はどうなっているのか。電気自動車とどういう区別ができるのか。

(委員) 水素自動車の価格も高く、水素ステーションが少ないため、普及にはまだ難しそうだ。

(委員) 地球温暖化について、行政の立場はどの立ち位置で行っているのか。アメリカのトランプ大統領は地球温暖化などいらないと言っている。

(事務局) 羽村市環境基本条例の中の一つの理念の中に、地球温暖化対策は市としてやっていく、環境の最上位の条例の中で掲げている。それに基づき環境基本計画を定め、地球温暖化対策地域推進計画を定め、推進している。国の掲げている値を最低限とし、それ以上に取り組むよう計画を掲げている。羽村市の削減目標は 26 市の中でも高い数値であり、国と東京都の数値もやや上回る値を設定している。一例として日経新聞の全国サステイナブル調査において、人口 5 万人以下の部門で全国 6 位、全国的にも 20 位以内として高い評価をいただいている。日野自動車とタイアップして廃熱利用に関する実証実験を行っている。

(委員) エコネットはむらという団体が緑を増やすような草の根運動をしているが、なかなか効果が上がらないため、市の定義を伺いたかった。

(委員) 市の 10 年計画の中で、市と市民と事業者の 3 位一体で環境フェスティバルを行っている。緑に直接触れ合うことが環境に触れる第一歩と考えている。市として環境フェスティバル以外に何かあるか。

(事務局) 実際に触れられる活動として、方針としては体験型環境活動の推進である。実際には、環境フェスティバル、ホテル観察会、水辺観察会、羽村×八丈エコ教室がある。水辺観察会、羽村×八丈エコ教室の対象年齢としては青少年主

体のものもあるが、大人も一緒に取り組めるようにしている。またエコネットはむらと一緒にやっているグリーンカーテン作り講習会などもある。一つ一つの事業においてターゲットを絞りながら行っている。

(委員) 30年以内に直下型地震が発生した場合の避難場所として、小中学校、高校が挙げられると思うが、地域やPTA、学校の三者が一緒になって参加でき、一つの輪ができるようなもっていき方が良いと思う。緑に携わって輪ができるようになると思う。教育委員会にも働きかけてもらおうと我々の活動もやりやすくなる。

(委員) 再エネ発電新電力活用とは、従来の東電に売電するものとは違うシステムを羽村市として考えるということか。

(事務局) 民間事業で屋根貸し事業というのがあり、民間事業者が建物に太陽光パネルを設置し、太陽光発電を売電し、その収益を得る。そこから借代として建物を貸しているほうに払う。これとは違い、施設に太陽光パネルを置かせて、それを東京電力ではない新電力として、電力契約をしていく。買い取りをせずに直接その施設で使っていくという内容のものである。すでに民間事業化されている。市が、新設予定の発電事業者から買うエネルギーの中に再生可能エネルギーが含まれているというものである。

5 閉会

(会長) これで第2回の審議会を終了する。ありがとうございました。

午後5時00分終了